

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を 求める意見書

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）」は、平成 24 年 10 月 1 日の施行から 9 年が経過した。

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を損なうものであり、いかなる時いかなる場所であっても断じて許すことはできない。

障害者虐待防止法の施行により、障害者虐待の防止に関する理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。

しかし昨年来、神戸市内の精神科病院における看護師らによる患者への卑劣な集団虐待事件の発覚に端を発し、恒常的な虐待が明らかになるなど、看過できない痛ましい障害者虐待事件がいまだに発生している。

これらを防止するためには、虐待発見時における市町村への通報義務が欠かせないが、現行の対象は養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待であり、医療機関従事者等による障害者虐待は対象となっていない。

このような状況を改善するため、障害者虐待防止法を改正し、障害当事者の人権に配慮し、医療行為と虐待行為を区別できるよう環境整備に努め、虐待発見時の市町村への通報義務の対象に、医療機関従事者等による障害者虐待を加えるよう強く求めるものである。また、通報した者に関し、通報したことによる不利益等が及ばないように保護的な措置を講じることも踏まえるよう求める。

一方で、多くの医療機関従事者は限られた体制の中で精一杯の対応をとっており、さまざまな状況が想定される医療現場等において、障害者虐待防止法に基づく対応は、医療機関等の特性を考慮したうえで実施されなければならない。医療機関における患者の権利や尊厳を確保するため、医療機関が抱える課題等の実情も踏まえたうえで、適正な処遇や適切な医療を提供できるための取り組みを推進されるよう求める。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 障害者虐待防止法に規定する虐待発見時の市町村への通報義務の対象に、医療機関等における障害者虐待を加えるとともに、通報者に関する保護を規定すること。
- 2 医療機関における患者の権利や尊厳を確保するため、医療機関が抱える課題等の実情も踏まえたうえで、適正な処遇や適切な医療を提供できるための取り組みを推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 12 月 17 日

飯田市議会議長 井坪 隆

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣